

## 杉並区と明治安田生命保険相互会社との健康増進等に関する連携協定書

杉並区（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進等に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、杉並区民のニーズに迅速かつ適切に対応し、杉並区民の健康増進や区民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 杉並区民の健康増進に関すること
- (2) 杉並区の介護予防・認知症施策に関すること
- (3) その他、区民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携、協力において知り得た相手方及び区民に関する情報を厳重かつ適正に管理することとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面又はメールによる承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月29日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 岸本 聡子

乙 武蔵野市吉祥寺本町2丁目5番10号

明治安田生命保険相互会社武蔵野支社  
支社長 岸 一 樹